

諮問庁：環境大臣

諮問日：令和6年4月23日（令和6年（行情）諮問第499号）

答申日：令和6年6月28日（令和6年度（行情）答申第219号）

事件名：「特定表現」が記載された医学書の名称等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書1」という。）につき、行政文書に該当しないとして不開示とし、文書3ないし文書7（以下、併せて「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件対象文書1につき、行政文書に該当しないとして不開示としたことは妥当であり、本件対象文書2につき、これを保有していないとして不開示としたことは、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年12月13日付け環保企発第2312135号により環境大臣（以下「環境大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

ア 「行政文書不開示決定通知書」について

環境大臣（処分庁）から令和5年12月13日付け環保企発第2312135号をもつての処分として、法9条2項の規定に基づき、「行政文書不開示決定通知書」が届いた。

処分庁によると、不開示とした理由について、次のように挙げている。

（ア）本件対象文書1について

医学書は書籍であり、当時の環境庁文書管理規程において行政文書には該当しないこと、及び医学書を示す行政文書について、作成・取得していないことから、不開示とします。

(イ) 本件対象文書 2 について

当時の環境庁文書管理規程において、当該性質の文書に関する作成・取得の義務について明示されていなかったことから、作成・取得しておらず、不存在のため、不開示とします。

イ 審査請求人の意見として

水俣病国家賠償等請求事件（チッソ水俣病関西訴訟）に関する控訴審において、被控訴人国（環境省）及び熊本県が大阪高等裁判に提出した「準備書面（七）（その二）」中には、「症状とは、患者の自覚する病的状態をいう（いわゆる自覚的症状）、他人が見てもわからない場合が多く、主に患者自身の主観的判断に基づくものである。具体的に頭痛、めまい、のぼせ感、しびれ感、腹痛など極めて多く、患者本人の知識水準や、我慢強いかな等の性格、あるいは過去の経過等の違いによって申告するかどうかに大きな違いがある。」と記載されていた。そこで、上記の国らの主張から、審査請求人の意見を述べたい。

(ア) 「準備書面（七）（その二）」中に記載された「知識水準」及び

「性格」を、審査請求人は、チッソ水俣病関西訴訟の人たちの人権を軽視した不適切な表現と考える。そこで、本件対象文書 1 の開示に至ったものである。それを、処分庁は「医学書は書籍であり、当時の環境庁文書管理規程において行政文書には該当しないこと、及び医学書を示す行政文書について、作成・取得していないことから、不開示とします。」とした。

処分庁がいう「医学書は書籍であり、当時の環境庁文書管理規程において行政文書には該当しない」及び「医学書を示す行政文書について、作成・取得していない」とのことのことに、審査請求人は、環境省に対して無責任さを覚える。なぜならば、環境省及び熊本県が引用した医学書は、人権意識に欠けた最低なものであり、それを水俣病関西訴訟の人たちの人権を軽視することを目的として、当該医学書に記載された「知識水準」及び「性格」を用いたものだから、同省らには罪深いものがあったからである。だからこそ、医学書が書籍であろうが、当該医学書から「知識水準」等を用いた責任は、環境省にあるのだから、同省は本件対象文書 1 を当然明らかにすべきである。それが、環境省の人権意識を高めるものと、審査請求人は考えるのである。

(イ) また、本件対象文書 2 について、処分庁は、「当時の環境庁文書管理規程において、当該性質の文書に関する作成・取得の義務について明示されていなかったことから、作成・取得しておらず、不存在のため、不開示とします。」とした。

処分庁がいう「当該性質の文書に関する作成・取得の義務について明示されていなかった」とのことに、審査請求人は承服できないものである。なぜならば、この義務がなかろうとも、「準備書面（七）（その二）」を作成した担当者は業務の一環として、当該準備書面中に「知識水準」及び「性格」並びに「我慢強い」とのことを記載したものである。そこには、本件対象文書2は不可欠なものであり、当該請求文書が存在しなければ、環境省及び熊本県が、チッソ水俣病関西訴訟の人たちの心を傷つけることはできなかったものである。

ウ 結論

審査請求人は、環境大臣に対して「審査請求書」の「『2に記載の処分を取り消す。』との裁決を求める。」とした趣旨で、審査請求をすることとした。

エ 最後に

処分庁がいう「準備書面（七）（その二）」中に記載されていた「知識水準」及び「性格」は、チッソ水俣病関西訴訟の人たちの人権を軽視したものであったので、審査請求人にとって当該表現は許しがたいものであった。

だからこそ、処分庁がいう「医学書は書籍であり、当時の環境庁文書管理規程において行政文書には該当しない」とのが、審査請求人には、自ら（環境省）の責任を曖昧にするものと思えたのである。そこで、審査請求人は、この責任を明らかにすることを目的として、環境大臣に対して審査請求をすることにした。

（2）意見書

ア 諮問庁の「理由説明書」について

総務省情報公開・個人情報保護審査会から、令和6年5月15日付け情個審第1696号による「理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）」と、環境大臣（諮問庁）が同審査会に提出した「理由説明書」（R6（行情）499）の写しが届いた。

諮問庁は、審査請求人の主張についての検討として、次のような理由説明を挙げていた。

（ア）本件対象文書1について

医学書は書籍であり、当時の環境庁文書管理規程において行政文書には該当しないこと、及び医学書を示す行政文書について、作成・取得の義務について明示されていなかったことから、作成・取得しておらず、これらの文書を作成すべき法令上の義務があったとは言えない。

(イ) 本件対象文書 2 について

当時の環境庁文書管理規程において、当該性質の文書に関する作成・取得の義務について明示されていなかったことから、作成・取得しておらず、これらの文書を作成すべき法令上の義務があったとは言えない。

イ 審査請求人の意見として

「知識水準」及び「性格」は、「準備書面（七）（その二）」中に、「症状とは、患者が自覚する病的状態をいう（いわゆる自覚的症状）、他人が見ても分からない場合が多く、主に患者自身の主観的判断に基づくものである。具体的には頭痛、めまい、のぼせ感、だるさ、しびれ感、腹痛などその種類は極めて多い、これらは、患者本人の知識水準や、我慢強いかな等の性格、あるいは過去の経験等の違いによって申告するかどうかに大きな違いがある。」と記載されていたものであった。

しかしながら、当該準備書面に記載された「知識水準」等は、チッソ水俣病関西訴訟（水俣病国家賠償等請求事件）の人たちの心を傷つけるものなので、審査請求人は憤りを覚えずにはいらなかった。

(ア) そこで、本件対象文書 1 の開示請求に至ったものである。それを、諮問庁は「医学書は書籍であり、当時の環境庁文書管理規程において行政文書には該当しないこと、及び医学書を示す行政文書について、作成・取得の義務について明示されていなかったことから、作成・取得しておらず、これらの文書を作成すべき法令上の義務があったとは言えない。」とした。

諮問庁がいう「これらの文書を作成すべき法令上の義務があったとは言えない。」とのことを、「知識水準」及び「性格」が含まれる一文の、前文に当たる文書から、審査請求人は考えてみることにした。そこには、「症状、徴候及び所見（検査成績）について」として、「疾病の診断は、主にして患者の症状や徴候等に基づき総合的に判断される。ここでは、診断法について論ずる前提として、これらの用語について説明しておく。」ということが記載されていた。しかも、この一文の末尾には、証書として、特定書籍が掲げられていた。

法令上の義務がなくとも、業務の一環として、「準備書面（七）（その二）」を作成した担当者は、特定書籍に「知識水準」及び「性格」が記載されていたので、当該準備書面中に「知識水準」等を用いたものである。それも、国（環境省）及び熊本県の主張として、チッソ水俣病関西訴訟の人たちの人権を軽視するためのものであった。だからこそ、審査請求人が請求する医学書は、人権意識に

欠けたものだから、ただの書籍ではないのである。そこで、環境省及び熊本県並びに当該医学書の著者にも責任があるのだから、そこを明らかにするためにも、諮問庁は本件対象文書1を調べて、それを開示することを求める。

(イ) しかも、諮問庁がいう「医学書は書籍であり、当時の環境庁文書管理規程において行政文書には該当しない」とのことならば、証書に掲げられた特定書籍は、書籍でなければどのようなものに当たるのか。そこを、諮問庁は明らかにすべきだし、審査請求人は、そこが一番に知りたいところであった。

ところが、特定書籍のことは、「理由説明書」には記載されていないものだから、審査請求人は、当該理由説明には納得できないのである。

(ウ) また、本件対象文書2について、諮問庁は「当時の環境庁文書管理規程において、当該性質の文書に関する作成・取得の義務について明示されていなかったことから、作成・取得しておらず、これらの文書を作成すべき法令上の義務があったとは言えない。」とした。

しかしながら、諮問庁がいう「これらの文書を作成すべき法令上の義務があったとは言えない。」とのことであっても、証書に掲げられているように、「準備書面（七）（その二）」中における「知識水準」及び「性格」は、特定書籍から用いたものであった。

だからこそ、法令上の義務がなくても、特定書籍から「知識水準」及び「性格」を用いたことは間違いのないものである。そこで、当該特定書籍等を調べてみなければ、本件対象文書2に関することは分かるはずなので、これらの文書の開示を求める。

(エ) しかも、諮問庁がいう「当時の環境庁文書管理規程において、当該性質の文書に関する作成・取得の義務について明示されていなかった」とのこと、審査請求人は気がついたことがあった。

それは、本件対象文書2に関して、「作成・取得の義務」が、当時の環境庁文書管理規程に明示されていなかったものならば、どのような性質の文書ならば作成・取得の義務が、当該文書管理規程には明示されているのか、ということであった。このことに、審査請求人は、「理由説明書」を読んでいて気づいたのである。このことからすると、諮問庁の担当者は当該理由説明書を作成するに当たって、当時の環境庁文書管理規程を調べているのだから、当然、このことは分かるはずである。

だからこそ、このことが、「理由説明書」に記載されていたのであれば、このことに考慮した上で、審査請求人は開示請求文書を作成したのである。そこで、今からでも遅くないので、どのような性

質の文書ならば作成・取得の義務が、当該文書管理規程に明示されているのか、とのことを、諮問庁は明らかにし、その上で具体的な例を挙げて、審査請求人のこの求めに応えてもらいたい。

ウ 結論

上記２の意見からすると、「審査請求人の主張には理由がない」とした、諮問庁の結論を、審査請求人は承服できないものがある。なぜならば、審査請求人にとって、諮問庁の理由説明は不十分なものであったからである。

エ 最後に

そもそもが、国（環境省）及び熊本県の主張として、特定書籍から、「知識水準」及び「性格」を用いたこと自体が間違っていたものと、審査請求人は考える。なぜならば、「知識水準」等は、チッソ水俣病関西訴訟の人たちの人権を軽視したものだから、当該主張は卑劣で許しがいた行為であったのである。

そこで、環境省及び熊本県の責任を問うことを目的として、審査請求人は、当該意見書を作成したものである。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 事案概要

- (１) 審査請求人は、法に基づき、環境大臣に対し令和５年１０月１５日付けで本件対象文書について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は、同月１８日付けでこれを受理した。
- (２) 本件開示請求に対し、処分庁は、令和５年１２月１３日付け環保企発第２３１２１３５号をもって審査請求人に対し、行政文書を不開示とする旨の決定通知（原処分）を行った。
- (３) これに対し審査請求人は令和６年２月２２日付けで原処分について、上記第２の２（１）の趣旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、同月２６日付けで受理した
- (４) 本件審査請求について検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

２ 原処分における処分庁の決定及びその考え方

請求のあった文書のうち、本件対象文書１については、医学書は書籍であり、当時の環境庁文書管理規程において行政文書には該当しないこと、及び医学書を示す行政文書について、作成・取得していないことから、不開示とした。本件対象文書２は当時の環境庁文書管理規程において、当該性質の文書に関する作成・取得の義務について明示されていなかったことから、作成・取得しておらず、不存在のため、法９条２項の規定に基づき不開示とした。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

上記第2の1と同旨。

(2) 審査請求の理由

上記第2の2(1)と同旨。

4 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は原処分 of 取消しを求めているので、その主張について検討する。

審査請求に係る文書は本件対象文書である。

請求のあった文書のうち、本件対象文書1については、医学書は書籍であり、当時の環境庁文書管理規程において行政文書には該当しないこと、及び医学書を示す行政文書について、作成・取得の義務について明示されていなかったことから、作成・取得しておらず、これらの文書を作成すべき法令上の義務があったとは言えない。本件対象文書2については、当時の環境庁文書管理規程において、当該性質の文書に関する作成・取得の義務について明示されていなかったことから、作成・取得しておらず、これらの文書を作成すべき法令上の義務があったとは言えない。

また、念のため本件開示請求・審査請求を受け処分庁において大臣官房環境保健部の執務室内文書保管場所、書庫等の探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。これらのことから、当該経緯について、環境省で把握する術はない。

以上のことから、審査請求人の指摘はあたらない。

5 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、原処分に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和6年4月23日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年6月17日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ④ | 同月24日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書1については行政文書に該当しないとして、本件対象文書2についてはこれを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分 of 取消しを求めているところ、諮問

庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の行政文書該当性及び保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の行政文書該当性及び保有の有無について

(1) 本件対象文書の行政文書該当性及び保有の有無について、諮問庁は、上記第3の2及び4のとおり説明する。

(2) 本件開示請求は、国が特定訴訟において提出した準備書面において、「知識水準」や「性格」等の文言を用いて主張したことについて、当該主張の医学的根拠となった文書やその名称が分かる文書の開示を求めるものであると認められるところ、開示請求文言によれば、審査請求人は、本件対象文書として、当該主張の根拠となった医学書そのものの開示を求めているものと認められる。

そうすると、医学書は、法2条2項1号所定の「書籍」に該当すると認められることから、開示請求の対象となる行政文書に該当しないものと認められる。

したがって、本件対象文書はいずれも行政文書に該当しないことから、本件対象文書1につき、行政文書に該当しないとして、不開示としたことは妥当であり、本件対象文書2につき、これを保有していないとして不開示としたことは、結論において妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書1につき、法2条2項に規定する行政文書に該当しないとして不開示とし、本件対象文書2につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件対象文書はいずれも行政文書に該当しないと認められるので、本件対象文書1につき、行政文書に該当しないとして不開示としたことは妥当であり、本件対象文書2につき、これを保有していないとして不開示としたことは、結論において妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

本件対象文書

水俣病国家賠償等請求事件（チッソ水俣病関西訴訟）に関する控訴審において、被控訴人国及び熊本県が大阪高等裁判所に提出した「準備書面（七）（その二）」中には、「症状とは、患者の自覚する病的状態をいう（いわゆる自覚的症状）、他人が見てもわからない場合が多く、主に患者自身の主観的判断に基づくものである。具体的には頭痛、めまい、のぼせ感、しびれ感、腹痛など極めて多く、患者本人の知識水準や、我慢強いかな等の性格、あるいは過去の経過等の違いによって申告するかどうかに大きな違いがある。」と記載されていた。そこで、医学書そのものへの開示として、

- ①「知識水準」及び「性格」を用いた医学書の名称（文書1）
- ②①の医学書で、「知識水準」等が記載された箇所の文書（文書2）
- ③「知識水準」とは、患者のどのような知識を水準と見なしているのか。
このことが分かる文書（文書3）
- ④③の水準を満たさないものは、どのような知識なのか。このことが分かる文書（文書4）
- ⑤④の知識が、検査にどのような影響を及ぼすのか。このことが分かる文書（文書5）
- ⑥「我慢が強い」とのことが、なぜ性格に当たるものなのか。このことが分かる文書（文書6）
- ⑦⑥の性格が、検査にどのような影響を及ぼすのか。このことが分かる文書（文書7）